

食安発 0408 第 2 号

平成 22 年 4 月 8 日

各 ( 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 ) 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



## 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 22 年厚生労働省告示第 183 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

なお、本改正の内容については、消費者庁、農林水産省及び環境省と協議済みであることを、念のため申し添える。

## 記

## 第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、穀類及び豆類の成分規格のうち、米に含有されるカドミウム及びその化合物にあつては、玄米及び精米中に **Cd** として **0.4 ppm** を超えて含有するものであつてはならないと改め、同成分規格の試験法において、検体に精米を加えるとともに、ジチゾン・クロロホルム法を削除したこと。

## 第 2 適用期日

平成 23 年 2 月 28 日から適用されるものであること。ただし、ジチゾン・クロロホルム法の改正規定については、公布の日から適用されるものであること。